

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では、看板をはじめとする屋外広告物について、「屋外広告物法」及び「長崎県屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成、風致維持、1 公衆に対する危害防止の観点から規制を行うとともにその周知にも努めております。

平成 27 年 2 月 15 日に北海道札幌市中央区において、看板の一部が落下し近くを歩いていた女性に当たり重体となる事案が発生しております。

そのため、全県的に屋外広告物の許可申請者に対し、再度の安全点検のお願いを行う事とされております。

つきましては、長崎県土木部都市計画課長より、別添のとおり通知がまいっておりますので、屋外広告物の表示等の許可制度並びに管理の必要性をご理解頂き、事故の再発防止に努めて頂きますようお願い申し上げます。